

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出  
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 桝志田泉健康プール（霧島市民国分総合プール）
- 2 指定管理者 霧島市国分野口西2番5号  
株式会社 エルグ・テクノ
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

## 【指定議案説明資料】

### 1 桷志田泉健康プール（霧島市民国分総合プール）の概要

- (1) 施設名 桷志田泉健康プール（霧島市民国分総合プール）
- (2) 位置 霧島市国分中央一丁目14番78号
- (3) 建築年度 平成2年度
- (4) 構造・面積 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 2,477㎡
- (5) 設置目的 市民の増大する健康づくり志向に寄与し、市民の心身の健全な発達と健康増進を図るため設置
- (6) 年間利用者数 41,286人（令和5年度実績）
- (7) 年間使用料 9,215,660円（令和5年度実績）

### 2 指定管理者の概要

- (1) 団体の名称、代表者及び所在地  
名 称 株式会社 エルグ・テクノ  
代 表 者 代表取締役 津曲 貞利  
所 在 地 霧島市国分野口西2番5号
- (2) 組織  
設立年月日 平成7年1月30日  
資 本 金 2億5,000万円  
従業員数 65人  
主な事業内容
  - ・スポーツ施設の運営
  - ・スポーツ施設及び健康に関するイベントの開催
  - ・企業フィットネス事業及び健康スポーツに関するコンサルティング業務
  - ・スポーツ機器・用品等の販売
  - ・指定管理施設の運営管理
  - ・上記に附帯又は関連する一切の業務

### 3 選定結果の概要

指定管理候補者選定委員会においては、申請者が提出した事業計画書等の審査及び申請者からのヒアリングを実施し、各委員（9人）がそれぞれ評点（100点満点）を行った。

その結果、株式会社 エルグ・テクノの評点の合計が選定基準を満たしているとともに、指定管理候補者として適当であると認められたところであり、その選定に当たっては、次のような意見が出された。

(主な選定意見)

- ・利用者が快適に利用できる施設になるように従業員の接遇向上やより良い施設づくりに努める点を評価する。
- ・施設内外のハザードマップの作成、定期的な巡回を実施し、事故の未然防止に努める点を評価する。
- ・利用者の健康増進のために多種多様なプログラムを企画・提供する点を評価する。
- ・プール施設利用ポイントカードを作成し、当該指定管理者が管理する他のプール施設との相互利用による利用促進に努める点を評価する。
- ・プール利用において、専門のスタッフを配置する点を評価する。
- ・子どもの利用者が多い夏期の溪流下りの監視体制を強化するために、人手不足の中でもアルバイトの募集や本社従業員によるバックアップにより人材確保を行い、安全な運営を行う点を評価する。